

## 青森市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

(平成二十六年条例第三十号) 新旧対照表【第五条関係】

改正後	改正前
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第十二条 家庭的保育事業所等の職員は、利用乳幼児に対し、法<u>第三十三条の十第一項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第十七条 [略]</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断<u>又は乳幼児に対する健康診査（母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十二条又は第十三条に規定する健康診査をいう。）の結果</u>を把握している場合であって、<u>当該健康診断等</u>の全部又は一部が、前項に規定する健康診断の全部又は一部に相当するものであると認められるときは、同項に規定する健康診断の全部又は一部を行わないことができる。</p> <p>3・4 [略]</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第十二条 家庭的保育事業所等の職員は、利用乳幼児に対し、法<u>第三十三条の十各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第十七条 [略]</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断<u>の結果</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____を把握している場合であって、<u>これらの健康診断</u>の全部又は一部が、前項に規定する健康診断の全部又は一部に相当するものであると認められるときは、同項に規定する健康診断の全部又は一部を行わないことができる。</p> <p>3・4 [略]</p>